

後期高齢者医療制度の負担割合見直しに伴う県単・地単公費に係る計算事例					
事例No.	区分	配慮措置	公費	県単・地単	備考
1	後期高齢者外来（一般、2割負担者）			有	2割負担基本形
2	後期高齢者外来（一般、2割負担者）			有	2割負担基本形・高額療養費限度額該当
3	後期高齢者外来（一般、2割負担者）	○		有	配慮措置
4	後期高齢者外来（一般、2割負担者）	○		有	高額療養費と配慮措置が両方適用
5	後期高齢者外来（一般、2割負担者）	○	54	有	難病・配慮措置
6	後期高齢者外来（一般、2割負担者）	○	54	有	難病・高額上限と配慮措置が両方適用

※1 全て75歳到達月でない事例を記載しています。

※2 法別80（重度障がい者医療）の事例を掲載していますが、

高額療養費の計算に係る考え方については、法別90（ひとり親家庭医療）も同様です。

【事例2】後期高齢者 2割負担外来（県単併用）

診療報酬明細書（医科入院外）									
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公費負担者番号①	8	0	4	0				公費受給者番号①	
公費負担者番号②								公費受給者番号②	

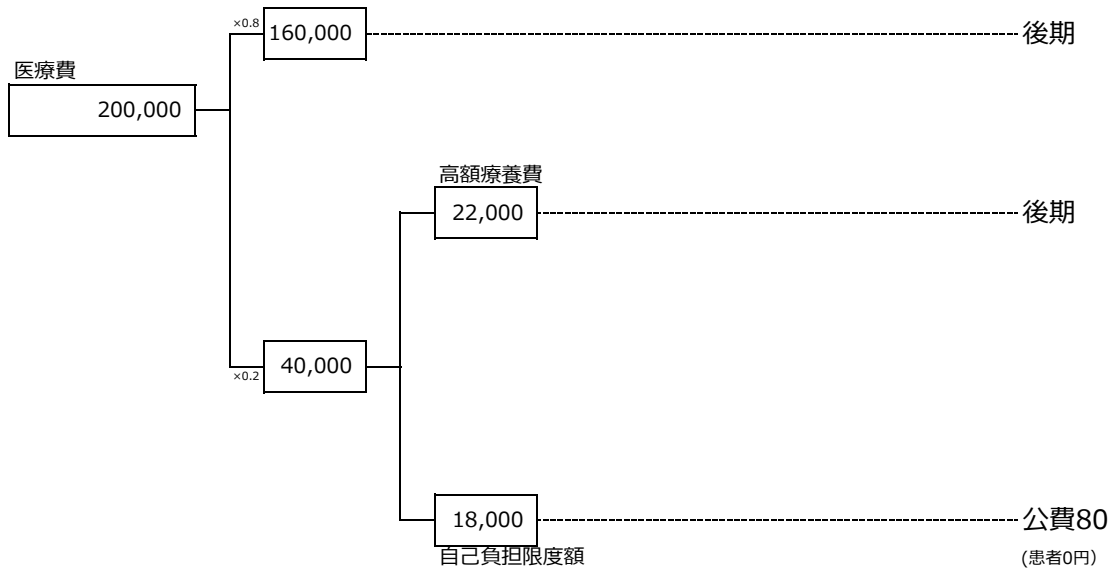
	1 医科	3 後期	2 2併	8 高外一
保険者番号	3	9		

診	保	日	公
療	険	数	①
実	公		②
日	費		
数	給		

氏名		特記事項
職務上の事由		41：区力

	保	請 求	点	決 定	点	一 部 負 担 金 額	円
療養の給付	険	20,000				18,000	
	公費①	20,000					
	公費②						
						※高額療養費 円	※公費負担点数 点
							※公費負担点数 点

[療養の給付]



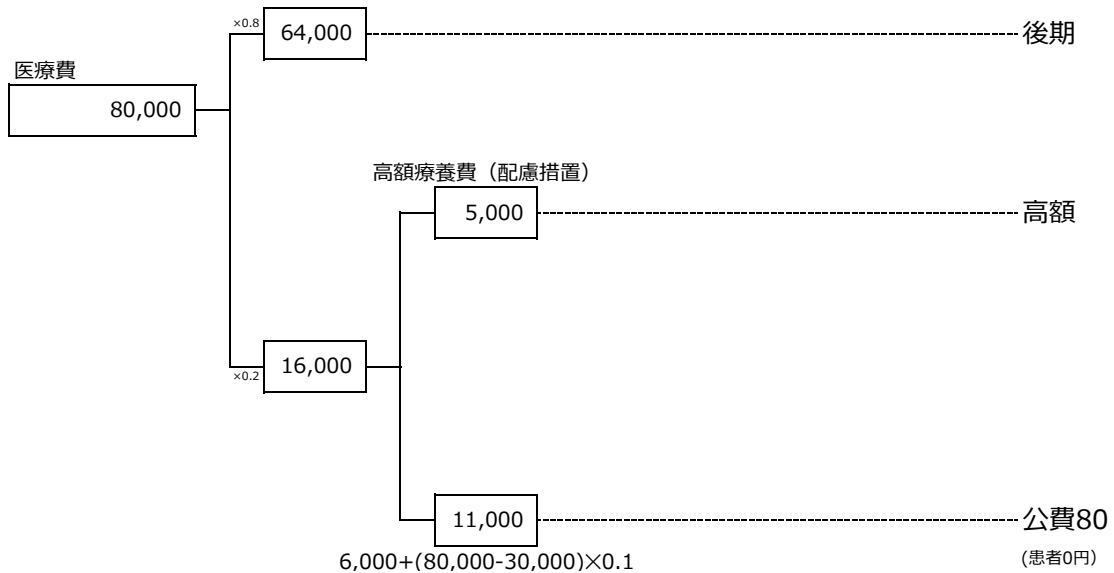
合計	
後期	182,000 円
（高額療養費再掲	22,000 円）
公費	0 円
県単公費	18,000 円
患者	0 円
合計	200,000 円

※配慮措置計算額よりも高額療養費限度額が低いため高額療養費限度額適用
 自己負担限度額
 $6,000円 + (200,000円 - 30,000円) \times 0.1 = 23,000円 > 18,000円$

【事例3】後期高齢者 2割負担外来（県単併用）（配慮措置対象）

診療報酬明細書（医科入院外）										<table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 医科</td> <td style="text-align: center;">3 後期</td> <td style="text-align: center;">2 2併</td> <td style="text-align: center;">8 高外一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保険者 番号</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					1 医科	3 後期	2 2併	8 高外一	保険者 番号	3	9		
	1 医科	3 後期	2 2併	8 高外一																			
保険者 番号	3	9																					
-									-														
公費負担 者番号①	8	0	4	0					公費受給 者番号①														
公費負担 者番号②									公費受給 者番号②														
氏名								特記事項															
職務上の事由								41：区力															
									診療 実日 数	保 険 公 ① 公 ②													
療養の 給付	保	請 求	点	決 定	点	一 部 負 担 金 額		円															
	險	8,000				11,000																	
	公 費 ① 公 費 ②	8,000						※高額療養費	円	※公費負担点数	点												
								※公費負担点数	点														

[療養の給付]



合計	
後期	69,000 円
（高額療養費再掲	5,000 円）
公費	0 円
県単公費	11,000 円
患者	0 円
合計	80,000 円

※高額療養費限度額よりも配慮措置計算額が低いため配慮措置を適用
自己負担限度額
 $6,000円 + (80,000円 - 30,000円) \times 0.1 = 11,000円 < 18,000円$

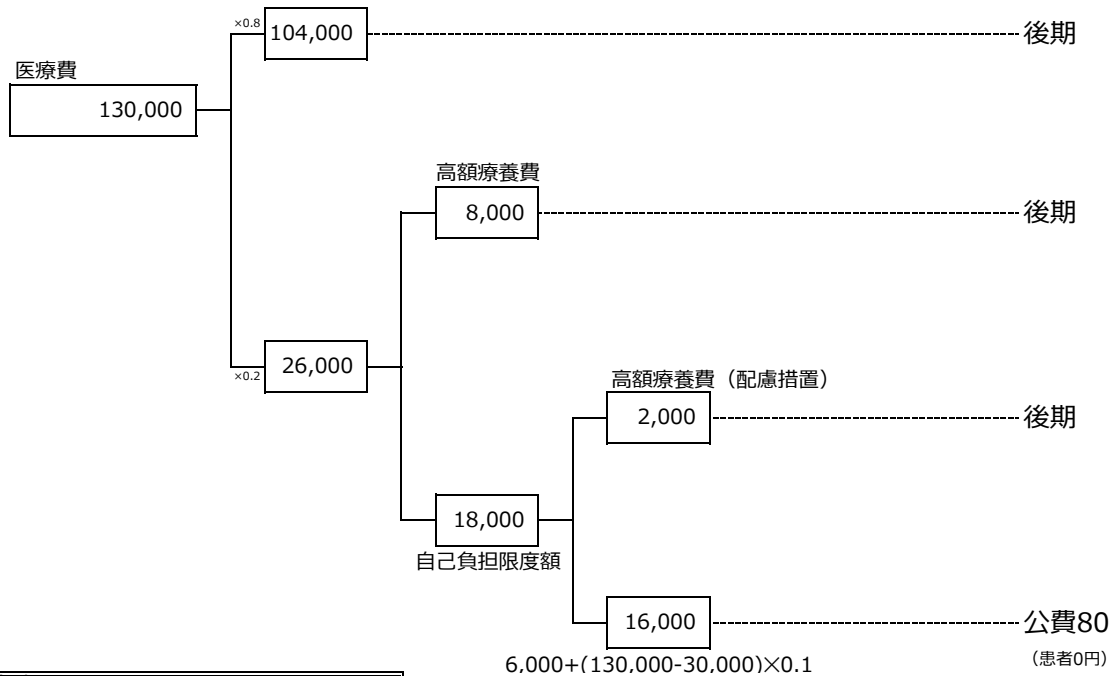
【事例4】後期高齢者2割負担外来（県単併用）（配慮措置対象）

診療報酬明細書（医科入院外）										1 医科 3 後期 2 2併 8 高外一
-									-	
公費負担者番号①	8	0	4	0					公費受給者番号①	
公費負担者番号②									公費受給者番号②	

氏名		特記事項
職務上の事由		41：区力

療養の給付	保	請求点	決定点	一部負担金額 円		
	険	13,000		16,000		
	公費①	13,000				
	公費②				※高額療養費 円	※公費負担点数 点

[療養の給付]



合計	
後期	114,000 円
（高額療養費再掲	10,000 円）
公費	0 円
県単公費	16,000 円
患者	0 円
合計	130,000 円

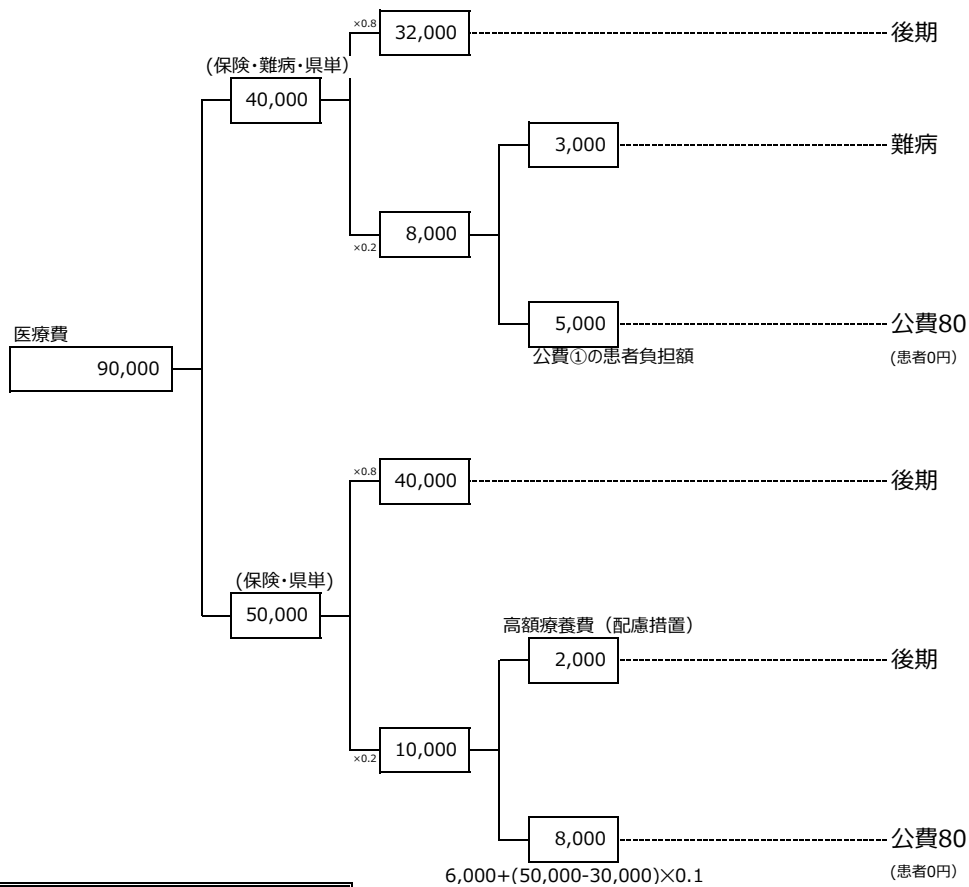
※高額療養費限度額よりも配慮措置計算額が低いため配慮措置を適用
 自己負担限度額
 $6,000円 + (130,000円 - 30,000円) \times 0.1 = 16,000円 < 18,000円$

【事例5】後期高齢者 2割負担外来（難病+県単併用）（配慮措置対象）

診療報酬明細書（医科入院外）										1 医科 3 後期 2 2併 8 高外一									
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	保険者 番号	3	9	-	-	-	-	-	-
公費負担 者番号①	5	4									公費受給 者番号①								
公費負担 者番号②	8	0	4	0							公費受給 者番号②								
氏名										特記事項									
職務上の事由										41：区力									
診療 実 日 数										保 険 公 費 ① 公 費 ②									

療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	決 定 点	一 部 負 担 金 額 円 (8,000) (13,000) 16,000			
	公 費 ①	9,000		5,000			
	公 費 ②	4,000				※高額療養費 円	※公費負担点数 点
		9,000				※公費負担点数 点	※公費負担点数 点

【療養の給付】



合計	
後期	74,000 円
(高額療養費再掲)	2,000 円
公費	3,000 円
県単公費	13,000 円
患者	0 円
合計	90,000 円

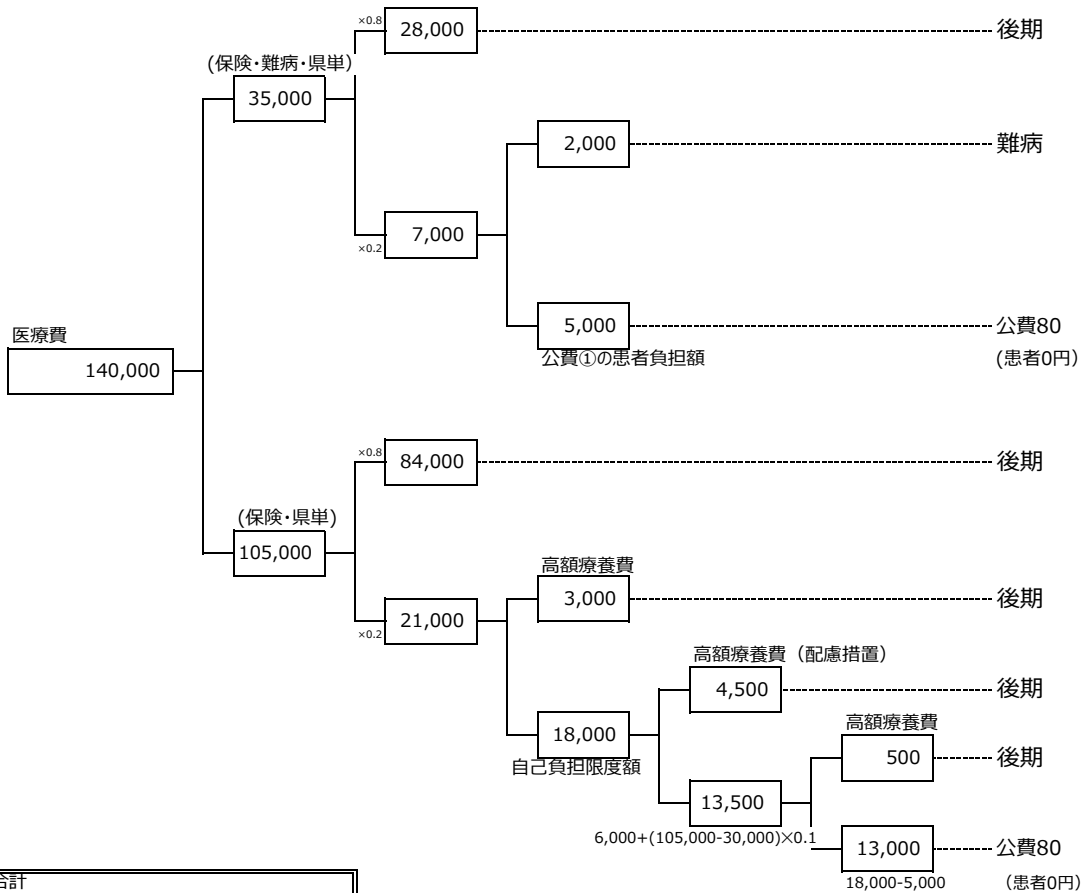
※公費①は、特定給付対象療養につき配慮措置適用外
 ※公費①患者負担額5,000円
 ※保険・県単併用分において、高額療養費限度額よりも配慮措置計算額が低いため
 配慮措置を適用
 自己負担限度額（配慮措置）
 $6,000 + (50,000 - 30,000) \times 0.1 = 8,000 \text{円} < 18,000 \text{円}$

【事例6】後期高齢者2割負担外来（難病+県単併用）（配慮措置対象）

診療報酬明細書（医科入院外）										1 医科 3 後期 2 2併 8 高外一
										保険者 番号 3 9
公費負担 者番号①	5	4								公費受給 者番号①
公費負担 者番号②	8	0	4	0						公費受給 者番号②
氏名					特記事項					
職務上の事由					41：区力					
診療 実 日 数										
保 険 公 ① 公 ②										

療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	決 定 点	一 部 負 担 金 額 円 (7,000) (18,000) 20,000	
	公 費 ① 公 費 ②	14,000		5,000	
		3,500			
		14,000			※高額療養費 円 ※公費負担点数 点 ※公費負担点数 点

[療養の給付]



合計	
後期	120,000 円
（高額療養費再掲）	8,000 円
公費	2,000 円
県単公費	18,000 円
患者	0 円
合計	140,000 円

※公費①は、特定給付対象療養につき配慮措置適用外
 ※公費①患者負担額5,000円
 ※保険・県単併用分において、高額療養費限度額よりも配慮措置計算額が低いため配慮措置を適用
 自己負担限度額（配慮措置）
 $6,000 + (105,000 - 30,000) \times 0.1 = 13,500 \text{円} < 18,000 \text{円}$
 ※高額療養費限度額と公費患者負担額の差分により、患者負担額を算出
 $18,000 - 5,000 = 13,000 \text{円} < 13,500 \text{円}$